

「住宅性能表示制度の見直しに係る日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案」  
に関するパブリックコメントの結果概要及びこれに対する対応等について

- 実施期間：平成27年10月23日から平成27年11月21日
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送
- 意見数：24の個人・団体から36件（抜粋部分以外のご意見を含む全体の件数）

注意：ご意見の全体像が把握できるように、代表的なご意見を抽出し、整理しております。  
なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。  
今回のパブリックコメントと直接関係がないため掲載しなかったご意見についても、  
今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

頂いたご意見の概要		見解・対応等
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、建築物省エネ法）の制定に伴う改正		
一次エネルギー消費量等級	建築物省エネ法では、住棟単位及び住戸単位の両方の計算方法が位置づけられている一方、住宅性能表示制度において住戸単位の計算方法のみ位置づけられる場合、混乱をきたすのではないかと懸念されている。	住宅性能表示制度は、住戸ごとの性能を評価・表示する制度のため、一次エネルギー消費量の計算も、従来の通り、住戸単位の計算方法のみ位置づけることとします。
断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級	将来的な省エネ義務化に向けて、等級4（エネルギー消費性能基準相当）未満の等級区分を1つにまとめるべき。またゼロ・エネルギー・ハウスに相当する等級など、より高い性能を有する住宅の評価・表示ができるよう、上位等級を追加すべき。	建築物省エネ法に基づく基準の運用状況等を踏まえ、今後の検討事項とします。
(2) 既存住宅に係る劣化の軽減及び温熱環境・一次エネルギー消費量の基準の追加		
劣化対策等級	コンクリートの中酸化深さの測定について、小径コア（ソフトコアリング）を用いた測定方法を認めるべき。	小径コアを用いた測定方法は、JIS規格等の公的規格が未整備のため、今回の改正には反映せず、今後の検討事項とします。
断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級	既存住宅の性能評価においては、従前の基準（省エネルギー対策等級、改正前の断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）に基づき取得した住宅性能評価書も活用できるようにすべき。	従前の基準に基づき取得した建設住宅性能評価書及び評価に用いた図書等は、現行の評価基準との同等性が確認できる場合に限り、活用可能とします。
	既存住宅の評価について、建材又は設備機器の性能値が不明な場合の取扱いを明確にすべき。	既存の建材及び設備機器の仕様が不明な場合、20年前の標準的な設備の性能値をデフォルト値として設定し、評価できることとします。 上記について、解説書・講習会等で周知を図ってまいります。

共通事項	「著しい劣化事象等」を具体的に告示に定めるべき。 評価基準が明確でないと申請者と評価者間で見解の統一が図れず、混乱を招くおそれがある。	「著しい劣化事象等」は各性能項目ごとに定めることとし、具体的な確認方法等については、解説書・講習会等で周知を図ってまいります。
(3) 既存住宅に係る耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の基準の見直し		
耐震診断	耐震診断の方法だけでなく、耐震診断を実施した事業者、担当者、具体的手順等も表示すべき。	登録住宅性能評価機関が、申請された耐震診断の内容を評価して等級を判定するものであることから、詳細な表示は不要と考えます。
	耐震診断は評価対象住宅の建築年に関わらず適用できるのか。	各々の耐震診断の方法において、住宅の規模、構造及び建築年などの適用範囲を確認する必要があります。
	住宅性能評価の申請者に対して、耐震診断に関する資格要件を課すべきではない。	住宅性能表示制度では、申請者に対して耐震診断に関する資格要件は設けてはいません。
(4) 既存住宅における評価対象住宅の範囲の見直し		
図書等の扱い	既存住宅の性能評価に必要な図書等を明確にすべき。	住宅性能表示制度では、既存住宅の性能評価に活用できる図書として「新築住宅の建設住宅性能評価又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられた図書等（以下、同等の図書等）」を規定しています。 同等の図書等としては、建築確認の完了検査に用いた図書（検査済証がある場合に限る。）及び住宅金融支援機構の工事審査に用いた図書を活用できることとします。 上記について、解説書・講習会等で周知を図ってまいります。

(5) その他改正事項

J I S 規格	新規格 JISA9521「建築用断熱材」については、認証取得が進んでいないことから、引き続き JISA9511「発泡プラスチック保温材」を併記し、活用可能とすべき。	ご意見を踏まえ、新規格 JISA9521「建築用断熱材」を追加するとともに、引き続き、JISA9511「発泡プラスチック保温材」を併記することとします。
----------	--	--